

別紙様式4

随意契約（物品役務等）

見直し計画での記載	見直し計画における措置内容	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文(企画競争等)	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	競争性のある契約に移行予定のもの		予定価格	再就職の役員の数 (※契約の相手方が公益社団法人又は公益財団法人(特例財団法人又は特別財団法人を含む。))の場合の記載事項)		提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人(特例財団法人又は特別財団法人を含む。)	特別な競争参加資格 (※提案者の数が1の場合の記載事項)	ランク	抽出判定	備考
			名称	所在地		商号又は名称	住所			移行困難な事由	移行予定年限		うち農林水産省出身者							
×	—	平成22年度電子複写機賃借 リコー(imagio)6台	分任支出負担行為担当官 上川北部森林管理署長 平尾進	上川郡下川町緑町21-4	平成22年4月1日	株式会社旭友興林	旭川市神楽4条5丁目1-32	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第4号イ(有利随意契約)	現に履行中の契約であり、他の者に履行させることが不利であるため。	当該機器を継続して契約することが経費面で有利であるため。	リース期間満了時(23年度)	932,400	—	—	—	—	—	500万円未満		
×	—	平成22年度電子複写機賃借 リコーiM9台	分任支出負担行為担当官 上川中部森林管理署長 小原正人	旭川市神楽3条4丁目3-25	平成22年4月1日	株式会社旭友興林	旭川市神楽4条5丁目1-32	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第4号イ(有利随意契約)	現に履行中の契約であり、他の者に履行させることが不利であるため。	当該機器を継続して契約することが経費面で有利であるため。	リース期間満了時(23年度)	1,285,200	—	—	—	—	—	500万円未満		
×	—	グループホン賃借 電話機56台ほか(電話本体装置1式)	分任支出負担行為担当官 十勝西部森林管理署長 佐山光則	帯広市東9条南14丁目2-2	平成22年4月1日	NECインフロンティア株式会社 東日本支社北海道支店	札幌市中央区北4条西6丁目1-1	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第4号イ(有利随意契約)	現に履行中の契約であり、他の者に履行させることが不利であるため。	当該機器を継続して契約することが経費面で有利であるため。	リース期間満了時(24年度)	907,200	—	—	—	—	—	500万円未満		
×	—	平成22年度「希少野生動植物(シマフクロウ)」保護管理事業の巡視委託一式	分任支出負担行為担当官 網走南部森林管理署 高崎道人	斜里郡小清水町字小清水656-3	平成22年4月30日	—	—	会計法第29条の3第4項(企画競争)	—	—	—	2,448,600	—	—	1	0	業務のノウハウ及び道内における類似業務の実績を有すること	500万円未満		
×	—	平成22年度「希少野生動植物種(シマフクロウ)」保護管理事業年間100人	分任支出負担行為担当官 上川南部森林管理署長 牧野利信	北海道空知郡南富良野町字幾寅	平成22年6月1日	—	—	会計法第29条の3第4項(企画競争)	—	—	—	1,457,400	—	—	1	0	当該事業にかかわる専門的知識を有すること	500万円未満		
民4242	競争入札に移行	平成22年度希少野生動植物種(シマフクロウ)巡視委託業務一式	分任支出負担行為担当官 十勝東部森林管理署長 石井裕一	足寄郡足寄町北3条2丁目3-1	平成22年4月27日	株式会社猛禽類医学研究所	釧路市芦野2-12-3302	会計法第29条の3第4項(企画競争)	—	—	—	1,407,275	—	—	1	0	業務のノウハウを有し、類似業務の実績を有すること	500万円未満		
×	—	平成22年度希少野生動植物種(シマフクロウ)保護管理事業一式	分任支出負担行為担当官 根釧東部森林管理署長 中澤文彦	標津郡標津町南2条西2丁目1-16	平成22年5月19日	財団法人日本鳥類保護連盟	東京都杉並区和田3-54-5	会計法第29条の3第4項(企画競争)	—	—	—	1,625,095	—	—	1	1	当該委託業務に関するノウハウを有し、過去に道内での類似事業実績があること。	500万円未満		
×	—	電子複写機の賃借 リコーMP6000SPほか12台	分任支出負担行為担当官 宗谷森林管理署長 小林栄昌	稚内市中央1丁目2-7	平成22年4月1日	株式会社旭友興林	旭川市神楽4条5丁目1-32	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第4号イ(有利随意契約)	現に履行中の契約であり、他の者に履行させることが不利であるため。	当該機器を恵贈して契約することが経費面で有利であるため。	リース期間満了時(23年度)	2,012,400	—	—	—	—	—	500万円未満		
×	—	土地賃貸借料(苫小牧市沼ノ端95) 15,000m2	分任支出負担行為担当官 胆振東部森林管理署長 西真	白老郡白老町日の出町3丁目4番1号	平成22年4月1日	札幌地方木材林産協同組合連合会	札幌市中央区北4条西5丁目1番地	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され供給者が一に特定されるため。	—	—	3,228,750	—	—	—	—	—	500万円未満		